

非課税口座開設届出書等の提出について

少額投資非課税制度(NISA)の適用をご希望されるお客様につきましては、租税特別措置法第37条に基づく非課税口座開設届出書及び住民票等の提出が必要です。

なお、平成29年中に口座開設を希望されるお客様につきましては、平成29年8月31日までに必要書類の提出をお願い申し上げます。

また、NISA口座は、国内在住の満20歳以上の方であればどなたでも開設できますが、勘定設定期間毎に1人1口座、1金融機関のみの開設となっておりますのでご注意ください。

なお、現在の勘定設定期間は、平成26年1月1日～平成29年12月31日となっております。

本件並びにNISA口座についてご不明な点がございましたら、お気軽に最寄の本・支店窓口にお申し出ください。

札幌信用金庫